

【改訂4版】食品表示検定・初級 認定テキスト 訂正情報

2017年5月1日

●本書の記述において、記述の不足並びに誤字がありました。訂正してお詫び申し上げます。

また、2016年4月1日より新しい製造所固有記号の制度の運用が始まりましたので、新規情報を追記しております。

作成：一般社団法人食品表示検定協会

正誤表 発表日	対象と なる刷	ページ	章	訂正箇所	訂正前	訂正後	記
2016年 3月1日	1刷	P47	2-2-3	<証明を受けていない原料玄米を含む場合の表示例>の後	-	<p>【米トレーサビリティ法の概要】 米トレーサビリティ法の概要は以下の通りです。 &lt;対象品目&gt; ①もみ、玄米、精米等 ②米粉、ミール、米菓生地等 ③弁当、おにぎり、乾燥米飯等の米飯類(冷凍、レトルト、缶詰類を含む)等 ④もち、だんご、米菓、清酒等 &lt;取引等の記録事項&gt; 品名、産地、数量、搬出入の年月日、取引先名、搬出入の場所等を記録する。 &lt;保存期間&gt; 取引等の記録の保存期間は、紙媒体又は電子媒体で原則3年。 &lt;産地情報の伝達方法&gt; 事業者間の伝達：伝票等のほか容器・包装に記載 消費者への伝達：外食店の場合は、店内に掲示、又はメニューに記載 等 小売店の場合は、商品に直接表示する又は店内に掲示 等 その他ホームページや電話での問い合わせによって情報を伝達することも可能</p>	追記
2016年 4月15日		P107	3-10	2.製造者等の表示例の後	-	<p>※補足：平成28年4月1日より、新しい製造所固有記号の制度が施行されます。 制度の概要は改訂4版のテキストP106にある通りです。 製造所固有記号の使用にあたっては、消費者庁の新しいデータベースシステムに届出をします。届出の有効期間は5年間で、引き続き使用する場合は更新の手続きが必要となります。 新しく届け出られた製造所固有記号を表示する際は、記号の前に「+」を冠することで、新システムによる製造所固有記号であることを明確にします。なお、旧制度に基づく表示に、平成28年4月1日以降に取得した製造所固有記号を使用することはできません。</p>	新規に通知が告示されたことによる追記
正誤表 発表日	対象と なる刷	ページ	章	訂正箇所	訂正前	訂正後	記
2016年 9月30日	1刷 2刷	P68	3-1	下から9行目	「名称」「保存方法」「消費期限又は賞味期限」「表示責任者(製造者等)」「アレルギー」及び「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」については省略することはできません。	「名称」「保存方法」「消費期限又は賞味期限」「表示責任者」「アレルギー」及び「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」については省略することはできません。	分かりやすくするため表現修正
2017年 3月1日	1刷 2刷	P192	4-26	下から7行目	次に、 <b>ホ</b> ップ等の原材料により区分された	次に、 <b>ホ</b> ップ等の原材料により区分された	誤字修正
2017年 5月1日	1~3刷	P146	4-9	下から15行目	国内で製造・ <b>加工</b> された「うなぎ加工品」については、	国内で製造された「うなぎ加工品」については、	誤記訂正

(以上)